

都道府県労働局長 殿

厚生労働事務次官  
(公印省略)

### 労働基準法の一部を改正する法律について

労働基準法の一部を改正する法律（平成15年法律第104号）については、本年3月7日に第156回国会に提出され、審議が重ねられてきたところであるが、第156回国会において一部修正の上6月27日に可決成立し、本日公布されたところである。この法律は、公布の日から起算して6か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

我が国の経済社会が大きく変化する中で、その活力を維持・向上させていくためには、産業構造・企業活動の変化や労働者の就業意識の変化に対応しつつ、個人が持てる力を有効に発揮できる社会を実現していくことが必要となっている。

今回の労働基準法の改正は、そのような社会の実現を目指し、労働者が主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大するとともに、働き方に応じた適正な労働条件を確保し、紛争の防止や解決にも資するよう、労働契約や労働時間など働き方に係るルールの見直しを行うためのものであり、その主たる内容は下記のとおりである。

この法律の施行のために必要な関係政省令等については、今後、労働政策審議会に諮り、その答申を得て、制定することとしている。貴職におかれては、この法律の円滑な施行に万全を期すため、以上のことを十分御理解の上、所要の準備に努められたく、命により通達する。

### 記

#### 1 有期労働契約（第14条関係）

(1) 期間の定めのある労働契約については、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、契約期間の上限を3年（次のいずれかに該当する労働契約にあっては、5年）とするものとしたこと。

① 専門的な知識、技術又は経験（以下「専門的知識等」という。）であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）との間に締結される労働契約

② 満60歳以上の労働者との間に締結される労働契約（①に掲げる労働契約を除く。）

(2) 厚生労働大臣は、期間の定めのある労働契約の締結時及び当該労働契約の期間の満了時において労働者と使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止するため、使用者が講ずべき労働契約の期間の満了に係る通知に関する事項その他必要な事項についての基準を定めることができるものとしたこと。

(3) 行政官庁は、(2)の基準に関し、期間の定めのある労働契約を締結する使用者に対し、必要な助言及び指導を行うことができるものとしたこと。

## 2 解雇（第18条の2関係）

解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とするものとしたこと。

## 3 解雇理由の明示（第22条関係）

労働者が、解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由を記載した文書の交付を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならないものとしたこと。

## 4 専門業務型裁量労働制（第38条の3関係）

専門業務型裁量労働制の導入に当たって労使協定で定めなければならない事項として、専門業務型裁量労働制の対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置並びに当該労働者からの苦情の処理に関する措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずることとする旨その他厚生労働省令で定める事項を追加するものとしたこと。

## 5 企画業務型裁量労働制（第38条の4関係）

(1) 企画業務型裁量労働制の対象とする事業場は、事業運営上の重要な決定が行われる事業場に限定しないものとしたこと。

(2) 企画業務型裁量労働制の導入に当たって労使委員会が行う決議の要件は、その委員の5分の4以上の多数とするものとしたこと。

(3) 労使委員会の委員のうち、労働者を代表する委員について、当該事業場の労働者の過半数の信任を得ていることとする要件は、廃止するものとしたこと。

(4) 労使委員会の設置に係る行政官庁に対する届出は、廃止するものとしたこと。

(5) 企画業務型裁量労働制を導入した使用者が定期的に報告を行う事項は、その対象となる労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況に限るものとしたこと。

(6) 労使委員会において、労働時間に関して労使協定により定めることとされている事項について決議を行う場合の当該決議の要件は、その委員の5分の4以上の多数とするものとしたこと。

## 6 就業規則（第89条関係）

就業規則の記載事項のうち、退職に関する事項に解雇の事由を含むことを明らかに

するものとしたこと。

7 有期労働契約についての暫定措置（第137条関係）

期間の定めのある労働契約（一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除き、その期間が1年を超えるものに限る。）を締結した労働者（第14条第1項各号に規定する労働者を除く。）は、8(2)の措置が講じられるまでの間、民法第628条の規定にかかわらず、当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができるものとしたこと。

8 附則

(1) 施行期日（附則第1条関係）

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとしたこと。

(2) 検討（附則第3条関係）

政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第14条の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしたこと。

(3) 経過措置等

イ この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとしたこと。

ロ 関係法律について所要の改正を行うものとしたこと。

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)  
第三種郵便物認可 付録資料版(毎週水曜)

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔法律〕

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律 (二〇三)

○労働基準法の一部を改正する法律 (二〇四)

### 〔政令〕

○道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令 (三〇一)

○酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行期日を定める政令 (三〇二)

○酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法施行令 (三〇三)

○重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第六項の指定感染症として定める等の政令 (三〇四)

○重症急性呼吸器症候群を検疫法第三十四条の感染症の種類として指定する等の政令 (三〇五)

### 〔告示〕

○無線従事者国家試験の一部を免除する学校等を取り消した件 (総務四六四)

○平成十三年七月二十九日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件 (中央選挙管理会一三)

○除籍が滅失した件 (法務三五三)

○商業登記法第十二条の二第一項の規定による登記所の指定に関する件 (同三五四)

○日本国に帰化を許可する件 (同三五五)

○道路に関する件

○関東地方整備局(二三四)

○道路に関する件

○北陸地方整備局(八七)

○道路に関する件

○中国地方整備局(五三三)

○道路に関する件

○四国地方整備局(六七、六八)

○都市計画に関する件

○九州地方整備局(九三)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 金融庁 法務省 財務省 厚生労働省

### 〔皇室事項〕

### 〔公告〕

### 諸事項

### 官庁

### 財団関係

### 裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

### 特殊法人等

厚生年金基金解散・清算人就任・清算結了・清算人退任関係

### 会社その他

### 会社決算公告

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◆主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律(法律第一〇三号)(農林水産省)

一 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正関係

#### 1 目的規定の改正

米穀の計画的な流通を確保するための措置を講ずることとしていた規定を改め、米穀の適正かつ円滑な流通の確保に関する措置を講ずることとした。(第一条関係)

#### 2 基本方針

政府は、生産調整の円滑な推進に関する施策を講ずるに当たっては、生産者の自主的な努力を支援することを旨とするともに、水田における稲以外の作物の生産の振興に関する施策その他関連施策との有機的な連携を図りつつ、地域の特性に応じた、これを行うよう努めなければならないものとした。(第二条第二項関係)

#### 3 基本指針

基本計画を、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針(以下「基本指針」という)に改めるとともに、基本指針においては、米穀の生産の目標その他生産調整に関する事項、並びに計画出荷数量及び計画流通数量に係る事項を定めなければならないものとした。(第四条関係)

#### 4 生産調整方針

(一) 米穀の生産者又は出荷の事業を行う者の組織する団体その他政令で定める者(以下「生産出荷団体等」という)は、米穀の生産の調整に関する方針(以下「生産調整方針」という)を作成し、当該生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けることができるものとした。(第五条第一項関係)

(二) 生産調整方針においては、次に掲げる事項を定めるものとした。(第五条第二項関係)

(1) 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標(以下「生産数量目標」という)の設定方針

(2) 生産調整方針に従って米穀の生産を行う者に係る米穀の生産数量の目標(以下「生産数量目標」という)の設定方針

(2) 生産数量目標を達成するためとなるべき措置（天候その他の自然的条件の変化により生産数量目標を上回つて生産された数量の米穀に係る措置を含む。）

(三) 国は、生産出荷団体等に対し、生産調整方針の作成及びその適切な運用のために必要な助言及び指導を行うように努めるものとした。（第六条関係）

(四) 生産出荷団体等は、生産調整方針の作成及びその適切な運用のため、地方公共団体に対し、必要な協力を求めることができるものとし、協力を求められた地方公共団体は、生産調整方針の作成及びその適切な運用がその地方公共団体の区域の特性に応じた農業の振興に資すると認めるときは、必要な助言及び指導を行うように努めるものとした。（第七條関係）

5 米穀安定供給確保支援機構

(一) 農林水産大臣は、米穀の安定供給の確保を支援することを目的として設立された民法第三四條の法人その他営利を目的としない法人を、その申請により、全国を通じて一個に限り、米穀安定供給確保支援機構（以下「機構」という。）として指定することができるものとした。（第八條関係）

(二) 機構は、次に掲げる業務を行うものとした。（第九條関係）

(1) 4の(一)の認定に係る生産調整方針に従つて米穀の生産を行う者に対し、当該認定に係る生産調整方針に基づき4の(二)の規定する米穀を在庫として保有する措置の実施のために必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付けを行うこと。

(2) 米穀の安定供給の確保に資する売買取引に係る米穀の買受けに係る債務（当該債務の履行に必要な資金の借入れに係る債務を含む。）を保証すること。

(三) 政府は、機構に対し、(一)の(1)に掲げる業務に要する資金の一部を無利子で貸し付けることができるものとした。（第一七條関係）

6 米穀価格形成センター

自主流通米価格形成センターについて、その名称を米穀価格形成センター（以下「センター」という。）に改めるとともに、センターにおける売買取引の対象を米穀一般に拡大し

たこと。また、複数のセンターの設置を認めるとともに、民法第三四條の法人以外の営利を目的としない法人を指定対象に追加することとした。（第一八條関係）

7 緊急時の措置

緊急時において、農林水産大臣は、基本指針を変更し、地域別及び期間別の米穀の供給目標数量を追加して定めなければならないものとした。（第三七條関係）

8 届出

(一) 米穀の出荷又は販売の事業（その事業の規模が農林水産省令で定める規模未満であるものを除く。）を行おうとする者は、あらかじめ、主たる事務所の所在地等を農林水産大臣に対して届け出なければならないものとした。（第四七條関係）

(二) (一)の届出をした者は、帳簿を備え、これを保存しなければならないものとした。（第四八條関係）

二 食糧管理特別会計法の一部改正関係

食糧管理勘定において、一の5の(一)の無利子の資金の貸付けに係る償還金を歳入とし、機構に対する貸付金を歳出とするものとした。（第六條関係）

三 農産物検査法の一部改正関係

生産者が計画流通米の売渡し等を行おうとするとき、及び米穀を輸入した者がその輸入した米穀を政府に売り渡そうとするときにおける品位等検査の受検義務を廃止することとした。（第三條及び第四條関係）

四 施行期日等

1 この法律は、平成一六年四月一日から施行することとした。ただし、2に掲げる規定等については、公布の日から施行することとした。

2 この法律の施行の日から起算して二年を超え四年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、基本指針において、地域別の米穀の生産の目標数量を追加して定めるものとした。（附則第二條第三項関係）

◇労働基準法の一部を改正する法律（法律第一〇四号）（厚生労働省）

1 有期労働契約

(一) 期間の定めのある労働契約については、一定の事業の完了に必要な期間を定めるものほかは、契約期間の上限を三年（次のいずれ

かに該当する労働契約にあつては、五年）とするものとした。（第一四條第一項関係）

(1) 専門的な知識、技術又は経験（以下「専門的知識等」という。）があつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）との間に締結される労働契約

(2) 満六〇歳以上の労働者との間に締結される労働契約（(1)に掲げる労働契約を除く。）

(三) 厚生労働大臣は、期間の定めのある労働契約の締結時及び当該労働契約の期間の満了時において労働者と使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止するため、使用者が講ずべき労働契約の期間の満了に係る通知に関する事項その他必要な事項についての基準を定めることができることとした。（第一四條第二項関係）

(三) 行政官庁は、(二)の基準に関し、期間の定めのある労働契約を締結する使用者に対し、必要な助言及び指導を行うことができることとした。（第一四條第三項関係）

2 労働契約の終了

(一) 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とするものとした。（第一八條の二関係）

(二) 労働者が、解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由を記載した文書の交付を請求した場合において、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならないこととした。（第二二條第二項関係）

(三) 就業規則の記載事項のうち、退職に関する事項に解雇の事由を含むことを明らかにすることとした。（第八九條第三号関係）

3 裁量労働制

(一) 専門業務型裁量労働制の導入に当たつて労働協定で定めなければならない事項として、専門業務型裁量労働制の対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置並びに当該労働者からの苦情の処理に関する措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずることとする旨その他厚生労働省令で定める事項を追加することとした。（第三八條の三関係）

(二) 企画業務型裁量労働制の対象とする事業場は、事業運営上の重要な決定が行われる事業場に限定しないこととした。（第三八條の四第一項関係）

(三) 企画業務型裁量労働制の導入に当たつて労働委員会が行う決議の要件は、その委員の五分の四以上の多数とすることとした。（第三八條の四第一項関係）

(四) 労使委員会の委員のうち、労働者を代表する委員については、当該事業場の労働者の過半数の信任を得ていることとする要件は、廃止することとした。

(五) 労使委員会の設置に係る行政官庁に対する届出は、廃止することとした。

(六) 企画業務型裁量労働制を導入した使用者が定期的に報告を行う事項は、その対象となる労働者の労働時間の状況に当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置の実施状況に限ることとした。（第三八條第一項第四号関係）

(七) 労使委員会において、労働時間に関して労働協定により定めることとされている事項について決議を行う場合の当該決議の要件は、その委員の五分の四以上の多数とすることとした。（第三八條の四第五項関係）

4 有期労働契約についての暫定措置

期間の定めのある労働契約（一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除き、その期間が一年を超えるものに限り）を締結した労働者（労働基準法第一四條第一項各号に規定する労働者を除く。）は、5の措置が講じられるまでの間、民法第六二八條の規定にかかわらず、労働契約の期間の初日から一年を経過した日以後において、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができることとした。（第一三七條関係）

5 検討

政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法第一四條の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第三條関係）

6 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(政令第三〇一号)(警察庁) 道路交通法の一部を改正する法律(平成一三年法律第五一号)附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成一六年六月一日とする

◇酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行期日を定める政令(政令第三〇二号)(財務省) 酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行期日を平成一五年七月七日とする

◇酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法施行令(政令第三〇三号)(財務省) 1 酒類小売販賣場から除かれるもの(第二条関係)

ある地域に存する酒類小売販賣場のうちに酒類の販賣業の継続が困難な酒類小売販賣場が占める割合を計算する場合において、その計算から除かれる酒類小売販賣場は、酒類小売業免許について、期限が付されている酒類小売販賣場又は地域の酒類の需給に影響を及ぼすおそれが少ないものとして一定の条件が付されている酒類小売販賣場とする

緊急調整地域の指定要件(第三条関係) 緊急調整地域の指定要件は、次のいずれにも該当することとした。 (一) 緊急調整地域として指定しようとする日の属する年度の前年度(以下「基準年度」という)までの四年度内に酒類小売業免許の付与等が行われており、かつ、基準年度の当該地域の平均小売販賣数量を、基準年度前三年度の当該地域の平均小売販賣数量の平均値で除した割合が、一〇〇分の九〇以下であること

(二) 基準年度の酒類小売販賣数量を基準年度前三年度の酒類小売販賣数量の平均値で除した割合が一〇〇分の九〇以下であること (三) 酒類小売業免許の付与等が制限されない場合(第四条関係) 緊急調整地域において、酒類小売業免許の付与等が制限されない場合は、期限を付して酒類小売業免許を付与する場合、地域の酒類の需給に影響を及ぼすおそれが少ないものとして一定

の条件を付して酒類小売業免許の付与等をする場合又は酒類小売業者である法人の合併により合併後存続する法人等に酒類小売業免許を付与する場合等とする

◇重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六條第六項の指定感染症として定める等の政令(政令第三〇四号)(厚生労働省) 1 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「法」という)第六條第六項の指定感染症として定めることとした(第一条関係)

2 1に定める疾病に係る措置については、法第八條第一項、第二條、第一三條、第一五條から第二五條まで、第二七條から第三二條まで、第三四條から第四四條まで、第五四條、第五七條から第五九條まで、第六一條第二項及び第五三項、第六三條から第六五條まで、第六五條の三並びに第六六條の規定を準用することとした(第二条関係)

3 この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行し、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失うこととした

◇重症急性呼吸器症候群を感染症の予防及び感染症の患者に対する指定する等の政令(政令第三〇五号)(厚生労働省) 1 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)を検査法(以下「法」という)第三四條の感染症の種類として指定することとした(第一条関係)

2 重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)の検査については、法第二章及び第四章(法第三四條から第四〇條までを除く)の規定を準用することとした(第二条関係)

3 この政令は、公布の日から起算して一〇日を経過した日から施行し、施行の日から起算して一年を経過した日に、その効力を失うこととした

法 律

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百三十三号

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)

第一条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第一節 基本計画(第四條)

第二節 計画的な流通の確保に関する措置

第一款 生産者(第五條)

第二款 出荷取扱業(第六條)

第三款 自主流通法人(第二十八條)

第四款 販賣業(第三十五條)

第五款 自主流通米価格形成センター(第四十七條)

第六款 政府の買入れ及び売渡し(第四十八條)

第七款 政府の買入れ及び売渡し(第五十九條)

第八款 政府以外の者の行う輸送(第六十四條)

第九款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第十款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第十一款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第十二款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第十三款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第十四款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第十五款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第十六款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第十七款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第十八款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第十九款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第二十款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第二十一款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第二十二款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第二十三款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第二十四款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第二十五款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第二十六款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第二十七款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第二十八款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第二十九款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第三十款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第三十一款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第三十二款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第三十三款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第三十四款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第三十五款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第三十六款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第三十七款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第三十八款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第三十九款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第四十款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第四十一款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第四十二款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第四十三款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第四十四款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第四十五款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第四十六款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第四十七款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第四十八款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第四十九款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第五十款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第五十一款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

第五十二款 政府以外の者の行う輸送(第六十五條)

別表第一第一九〇四・九〇号及び第二一〇六・九〇号中「第六〇条」を「第三〇条」に、「第六二条」を「第三一条」に、「第六五条第一項第三号」を「第三四条第一項第三号」に、「第六七条」を「第四二条」に、「第七〇条第一項ただし書」を「第四五条第一項ただし書」に改める。  
 (住民基本台帳法の一部改正)  
 第十二条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
 第七十条第一号中「第八十三条第一項」を「第四十条第一項」に改める。  
 別表第一の八十二の項を次のように改める。

八十二 削除

別表第三の八の項を次のように改める。

八 削除

別表第五第十一号を次のように改める。

十一 削除

(地価税法の一部改正)

第十三条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号イ中「第五十九条第一項(米穀の政府買入れ)第六十条第一項(米穀等の輸入を目的とする買入れ)第六十二条第一項」を「第二十九条(米穀の政府買入れ及び政府売渡し)第三十条第一項(米穀等の輸入を目的とする買入れ及び当該米穀の売渡し)第三十一条第一項」に、「第六十六条第一項」を「第四十一条第一項」に、「第六十七条第一項」を「第四十二条第一項」に改める。

総務大臣 片山虎之助  
 財務大臣 塩川正十郎  
 農林水産大臣 亀井 善之  
 内閣総理大臣 小泉純一郎

労働基準法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

法律第百四号

労働基準法の一部を改正する法律

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「(契約期間等)」に改め、同条中「一年」を「三年」に、「三年」を「五年」に改め、同条第一号中「新商品 新役務若しくは新技術の開発又は科学に関する研究に必要な」を削り、「この条」を「この号」に改め、当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、及び「新たに」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とし、同条に次の二項を加える。

厚生労働大臣は、期間の定めのある労働契約の締結時及び当該労働契約の期間の満了時において労働者と使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止するため、使用者が講ずべき労働契約の期間の満了に係る通知に関する事項その他必要な事項についての基準を定めることができる。  
 行政官庁は、前項の基準に関し、期間の定めのある労働契約を締結する使用者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。  
 第十八条の次に次の一条を加える。

(解雇)

第十八条の二 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。  
 第二十二條の見出しを「(退職時等の証明)」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同条第三項中「予め」を「あらかじめ」に、「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

労働者が、第二十条第一項の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について、証明書を請求した場合においては、使用者が、遅滞なくこれを交付しなければならない。ただし、解雇の予告が交付された日以後に労働者が当該解雇以外の事由により退職した場合においては、使用者は、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。  
 第三十八条の三第一項を次のように改める。  
 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、労働者を第一号に掲げる業務に就かせたときは、当該労働者は、厚生労働省令で定めるところにより、第二号に掲げる時間労働したものとみなす。  
 一 業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示を定める業務のうち、労働者に就かせるとする業務(以下この条において「対象業務」という。)

二 対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間  
 三 対象業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと。  
 四 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。  
 五 対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。  
 六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項。  
 第三十八条の四第一項中「事業運営上の重要な決定が行われる事業場において」を削り、「設置された場合」を「設置された事業場」に、「全員の合意」を「五分の四以上の多数による議決」に改め、同条第二項第一号中「指名され、かつ、厚生労働省令で定めるところにより当該事業場の労働者の過半数の信任を得ている」を「指名されている」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第

二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第四項中「その他の厚生労働省令で定める事項」を削り、同条第五項中「全員の合意」を「五分の四以上の多数による議決」に改める。  
 第七十条中「第十四条」を「第十四条第一項」に改める。  
 第八十九条第三号中「事項」の下に「(解雇の事由を含む)」を加える。  
 第一百九条第一号中「第二十二條第三項」を「第二十二條第四項」に改める。  
 第二百二十条第一号中「第二十二條第一項若しくは第二項」を「第二十二條第一項から第三項まで」に改める。  
 附則に次の一条を加える。  
 第三百七条 期間の定めのある労働契約(一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除き、その期間が一年を超えるものに限る)を締結した労働者(第十四条第一項各号に規定する労働者を除く)は、労働基準法の一部を改正する法律(平成十五年法律第百四号)附則第三条に規定する措置が講じられるまでの間、民法第六百二十八条の規定にかかわらず、当該労働契約の期間の初日から一年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。  
 附 則  
 (施行期日)  
 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
 (罰則に関する経過措置)  
 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
 (検討)  
 第三条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律による改正後の労働基準法第四十四条の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
 (地方公務員法の一部改正)  
 第四条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。  
 第五十八條第三項中「第二條」を「第二條、第十四條第二項及び第三項、第十八條の二」に、「及び第百二條」を「並びに第百二條」に改める。

(地方公営企業法の一部改正)  
第五條 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九條第一項中「地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限り、第五十八條第三項中労働基準法」を「同条第三項中労働基準法第十四條第二項及び第三項並びに第十八條の二に係る部分並びに同法」に改め、「係る部分」の下に「(地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。)」を加える。(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第六條 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第七條中「全員の合意」を「五分の四以上の多数による議決」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

総務大臣 片山虎之助  
厚生労働大臣 坂口 力  
内閣総理大臣 小泉純一郎

政 令

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百一十号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十一号)附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成十六年六月一日とする。

内閣総理大臣 小泉純一郎  
酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十五年七月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百二二号

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行期日を定める政令

内閣は、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成十五年法律第三十四号)附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行期日は、平成十五年七月七日とする。

財務大臣 塩川正十郎  
内閣総理大臣 小泉純一郎

御名 御璽

平成十五年七月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第三百三三号

酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の施行期日を定める政令

内閣は、酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(平成十五年法律第三十四号)第三条第一項第一号及び第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

(定義)  
第一条 この政令において「酒類」、「酒類小売業免許」、「酒類小売業者」又は「酒類小売販売場」とは、それぞれ酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法(以下「法」という。)第二条

第一項から第四項までに規定する酒類、酒類小売業免許、酒類小売業者又は酒類小売販売場をいう。

第二条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める酒類小売販売場は、次に掲げる酒類小売販売場とする。

一 酒類小売業免許について、酒税法(昭和十八年法律第六号)第九条第二項の規定により期限が付されている酒類小売販売場

二 酒類小売業免許について、酒税法第十一条第一項の規定により販売する酒類の範囲又はその販売方法につき当該地域の酒類の需給に影響を及ぼすおそれがないものとして財務省令で定める条件が付されている酒類小売販売場

(緊急調整地域の指定要件)

第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法第三条第一項の規定により当該地域を緊急調整地域として指定しようとする日(次号において「指定日」という。)の属する年度(毎年四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。)の初日の四年前の日から当該年度の前年度(以下この項において「基準年度」という。)の末日までの間に当該地域において酒類小売業免許(前条第一号に規定する期限又は同条第二号に規定する条件が付された酒類小売業免許その他財務省令で定める酒類小売業免許を除く。)の付与又は酒税法第十六条第一項の規定による他の地域からの酒類小売販売場(前条各号に掲げる酒類小売販売場を除く。以下この条において同じ。)の移転の許可(次号において「酒類小売業免許の付与等」という。)が行われており、かつ、基準年度の当該地域の平均小売販売量を、基準年度前三年度内の各年度の当該地域の平均小売販売量を合算したものの三分の一に相当する数量で除して得た割合が、百分の九十以下であること。

二 基準年度の末日に当該地域に存する酒類小売販売場の基準年度の小売販売数量(法第二条第二項に規定する酒類販売業者又は同項に規定する酒類製造業者以外の者に販売された酒類の数量をいう。以下この条において同じ。)を当該酒類小売販売場の基準年度前三年

度内の各年度の小売販売数量を合算したものの三分の一に相当する数量(指定日の属する年度の初日の四年前の日以後に酒類小売業免許の付与等が行われた酒類小売販売場又は同日以後に酒類の販売を休止若しくは開始した酒類小売販売場にあつては、財務省令で定めるところにより算定した数量)で除して得た割合が百分の九十以下である酒類小売販売場の数を、基準年度の末日に当該地域に存する酒類小売販売場の数で除して得た割合が、二分の一を超えること。

2 前項第一号の「平均小売販売数量」とは、当該地域に存する酒類小売販売場の当該年度の小売販売数量(小売販売数量が財務省令で定める数量を超える酒類小売販売場にあつては、財務省令で定めるところにより算定した数量)を合計して得た数量を当該年度の末日に当該地域に存する酒類小売販売場の数で除して得た数量をいう。

(免許の付与等が制限されない場合)  
第四条 法第四条に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 酒税法第九条第二項の規定により期限を付して酒類小売業免許を付与する場合

二 酒税法第十一条第一項の規定により販売方法として通信販売に限る旨の条件その他販売する酒類の範囲又はその販売方法について当該地域の酒類の需給に影響を及ぼすおそれがないものとして財務省令で定める条件を付して酒類小売業免許を付与する場合

三 酒税法第十六条第一項の規定により他の地域からの酒類小売販売場(酒類小売業免許について前号に規定する条件が付されている酒類小売販売場に限り)の移転を許可する場合

四 酒類小売業者である法人の合併又は分割により合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により事業を承継した法人に酒類小売業免許(酒類小売販売場を当該酒類小売業者の酒類小売販売場と同一の場所とするものであつて、かつ、当該酒類小売業者の酒類小売業免許に酒税法第十一条第一項の規定により販売する酒類の範囲又はその販売方法について条件が付されている場合)を付与する場合その他これに類する場合として財務省令で定める場合

労働基準法の一部を改正する法律新旧対照条文

一 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

改 正 案	現 行
<p>(契約期間等)</p> <p>第十四条 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、三年（次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、五年）を超える期間について締結してはならない。</p> <p>一 専門的な知識、技術又は経験（以下この号において「専門的知識等」という。）であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を必要とする業務に就く者に限る。）との間に締結される労働契約</p>	<p>(契約期間)</p> <p>第十四条 労働契約は、期間の定めのないものを除き、一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、一年（次の各号のいずれかに該当する労働契約にあつては、三年）を超える期間について締結してはならない。</p> <p>一 新商品、新役務若しくは新技術の開発又は科学に関する研究に必要な専門的な知識、技術又は経験（以下この条において「専門的知識等」という。）であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。）との間に締結される労働契約</p> <p>二 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているものに必要な専門的知識等であつて高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的知識等を有する労働者（当該高度の専門的知識等を有する労働者が不足している事業場において、当該高度の専門</p>

二 満六十歳以上の労働者との間に締結される労働契約（前号に掲げる労働契約を除く。）

② 厚生労働大臣は、期間の定めのある労働契約の締結時及び当該労働契約の期間の満了時において労働者と使用者との間に紛争が生ずることを未然に防止するため、使用者が講ずべき労働契約の期間の満了に係る通知に関する事項その他必要な事項についての基準を定めることができる。

③ 行政官庁は、前項の基準に関し、期間の定めのある労働契約を締結する使用者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

（解雇）

第十八条の二 解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする。

（退職時等の証明）

第二十二条（第一項 略）

② 労働者が、第二十条第一項の解雇の予告がされた日から退職の日までの間において、当該解雇の理由について証明書を請求した場合においては、使用者は、遅滞なくこれを交付しなければならない。ただし、解雇の予告がされた日以後に労働者が当該解雇以外の事由

的知識等を必要とする業務に新たに就く者に限る。）との間に締結される労働契約（前号に掲げる労働契約を除く。）

三 満六十歳以上の労働者との間に締結される労働契約（前二号に掲げる労働契約を除く。）

（退職時の証明）

第二十二条（第一項 略）

により退職した場合においては、使用者は、当該退職の日以後、これを交付することを要しない。

③ 前二項の証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。

④ 使用者は、あらかじめ第三者と謀り、労働者の就業を妨げることが目的として、労働者の国籍、信条、社会的身分若しくは労働組合運動に関する通信をし、又は第一項及び第二項の証明書に秘密の記号を記入してはならない。

第三十八条の三 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、次に掲げる事項を定めた場合において、労働者を第一号に掲げる業務に就かせたときは、当該労働者は、厚生労働省令で定めるところにより、第二号に掲げる時間労働したものとみなす。

- 一 業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をすることが困難なものであるとして厚生労働省令で定める業務のうち、労働者に就かせることとする業務（以下この条において「対象業務」という。）
- 二 対象業務に従事する労働者の労働時間として算定される時間
- 三 対象業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し、当該対象業務に従事する労働者に対し使用者が具体的な指示をしないこと

② 前項の証明書には、労働者の請求しない事項を記入してはならない。

③ 使用者は、予め第三者と謀り、労働者の就業を妨げることが目的として、労働者の国籍、信条、社会的身分若しくは労働組合運動に関する通信をし、又は第一項の証明書に秘密の記号を記入してはならない。

第三十八条の三 使用者が、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定により、業務の性質上その遂行の方法を大幅に当該業務に従事する労働者の裁量にゆだねる必要があるため当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し具体的な指示をすることが困難なものであるとして厚生労働省令で定める業務のうちから労働者に就かせることとする業務を定めるとともに、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し当該業務に従事する労働者に対し具体的な指示をしないこととする旨及びその労働時間の算定については当該協定で定めるところによることとする旨を定めた場合において、労働者を当該業務に就かせたときは、当該労働者は、厚生労働省令で定めるところにより、その協定で定める時間労働したものとみなす。

四 対象業務に従事する労働者の労働時間の状況に応じた当該労働者の健康及び福祉を確保するための措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。

五 対象業務に従事する労働者からの苦情の処理に関する措置を当該協定で定めるところにより使用者が講ずること。

六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

(第二項 略)

第三十八条の四 賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会（使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とするものに限る。）が設置された事業場において、当該委員会がその委員の五分の四以上の多数による議決により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、厚生労働省令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者を当該事業場における第一号に掲げる業務に就かせたときは、当該労働者は、厚生労働省令で定めるところにより、第三号に掲げる時間労働したものとみなす。

(第一号から第七号まで 略)

② 前項の委員会は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 当該委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の

(第二項 略)

第三十八条の四 事業運営上の重要な決定が行われる事業場において、賃金、労働時間その他の当該事業場における労働条件に関する事項を調査審議し、事業主に対し当該事項について意見を述べることを目的とする委員会（使用者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とするものに限る。）が設置された場合において、当該委員会がその委員の全員の合意により次に掲げる事項に関する決議をし、かつ、使用者が、厚生労働省令で定めるところにより当該決議を行政官庁に届け出た場合において、第二号に掲げる労働者の範囲に属する労働者を当該事業場における第一号に掲げる業務に就かせたときは、当該労働者は、厚生労働省令で定めるところにより、第三号に掲げる時間労働したものとみなす。

(第一号から第七号まで 略)

② 前項の委員会は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 当該委員会の委員の半数については、当該事業場に、労働者の

過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に厚生労働省令で定めるところにより任期を定めて指名されていること。

二 当該委員会の議事について、厚生労働省令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されるときに、当該事業場の労働者に対する周知が図られていること。

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件  
(第三項 略)

④ 第一項の規定による届出をした使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、同項第四号に規定する措置の実施状況を行政官庁に報告しなければならない。

⑤ 第一項の委員会においてその委員の五分の四以上の多数による議決により第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項及び第二項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十八条の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書に規定する事項について決議が行われた場合における第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第三項まで、第三十二条の五第一項、第三十

過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に厚生労働省令で定めるところにより任期を定めて指名され、かつ、厚生労働省令で定めるところにより当該事業場の労働者の過半数の信任を得ていること。

二 当該委員会の設置について、厚生労働省令で定めるところにより、行政官庁に届け出ていること。

三 当該委員会の議事について、厚生労働省令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されるときに、当該事業場の労働者に対する周知が図られていること。

四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件  
(第三項 略)

④ 第一項の規定による届出をした使用者は、厚生労働省令で定めるところにより、定期的に、同項第四号に規定する措置の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項を行政官庁に報告しなければならない。

⑤ 第一項の委員会においてその委員の全員の合意により第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項及び第二項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十八条の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書に規定する事項について決議が行われた場合における第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第三項まで、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書

四条第二項ただし書、第三十六条、第三十八条の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書の規定の適用については、第三十二条の二第一項中「協定」とあるのは「協定若しくは第三十八条の四第一項に規定する委員会の決議（第百六条第一項を除き、以下「決議」という。）」と、第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第三項まで、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第二項、第三十八条の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書中「協定」とあるのは「協定又は決議」と、第三十二条の四第二項中「同意を得て」とあるのは「同意を得て、又は決議に基づき」と、第三十六条第一項中「届け出た場合」とあるのは「届け出た場合又は決議を行政官庁に届け出た場合」と、「その協定」とあるのは「その協定又は決議」と、同条第三項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」と、「当該協定」とあるのは「当該協定又は当該決議」と、同条第四項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」とする。

（職業訓練に関する特例）

第七十条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条第一項の契約

、第三十六条、第三十八条の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書の規定の適用については、第三十二条の二第一項中「協定」とあるのは「協定若しくは第三十八条の四第一項に規定する委員会の決議（第百六条第一項を除き、以下「決議」という。）」と、第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第三項まで、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第二項、第三十八条の二第二項、前条第一項並びに次条第五項及び第六項ただし書中「協定」とあるのは「協定又は決議」と、第三十二条の四第二項中「同意を得て」とあるのは「同意を得て、又は決議に基づき」と、第三十六条第一項中「届け出た場合」とあるのは「届け出た場合又は決議を行政官庁に届け出た場合」と、「その協定」とあるのは「その協定又は決議」と、同条第三項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」と、「当該協定」とあるのは「当該協定又は当該決議」と、同条第四項中「又は労働者の過半数を代表する者」とあるのは「若しくは労働者の過半数を代表する者又は同項の決議をする委員」とする。

（職業訓練に関する特例）

第七十条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条第一項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、

期間、第六十二条及び第六十四条の三の年少者及び妊産婦等の危険有害業務の就業制限並びに第六十三条及び第六十四条の二の年少者及び女性の坑内労働の禁止に関する規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。ただし、第六十三条の年少者の坑内労働の禁止に関する規定については、満十六才に満たない者に関しては、この限りでない。

(作成及び届出の義務)

第八十九条 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

(第一号及び第二号 略)

三 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

(第三号の二から第十号まで 略)

第一百十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二條第四項、第三十二条、第三十四條、第三十五條、第三十六條第一項ただし書、第三十七條、第三十九條、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七條まで、第七十二条、第七十五条から第七十七條まで、第七十九條、第八十条、第九十四條第二項、第九十六條又は第一百四条

第六十二条及び第六十四条の三の年少者及び妊産婦等の危険有害業務の就業制限並びに第六十三条及び第六十四条の二の年少者及び女性の坑内労働の禁止に関する規定について、厚生労働省令で別段の定めをすることができる。ただし、第六十三条の年少者の坑内労働の禁止に関する規定については、満十六才に満たない者に関しては、この限りでない。

(作成及び届出の義務)

第八十九条 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、次に掲げる事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。次に掲げる事項を変更した場合においても、同様とする。

(第一号及び第二号 略)

三 退職に関する事項

(第三号の二から第十号まで 略)

第一百十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二條第三項、第三十二条、第三十四條、第三十五條、第三十六條第一項ただし書、第三十七條、第三十九條、第六十一条、第六十二条、第六十四条の三から第六十七條まで、第七十二条、第七十五条から第七十七條まで、第七十九條、第八十条、第九十四條第二項、第九十六條又は第一百四条

第二項の規定に違反した者

(第二号から第四号まで 略)

第二百二十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項から第三項まで、第二十三條から第二十七條まで、第三十二條の二第二項(第三十二條の四第四項及び第三十二條の五第三項において準用する場合を含む。)、第三十二條の五第二項、第三十三條第一項ただし書、第三十八條の二第三項(第三十八條の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十七條から第五十九條まで、第六十四條、第六十八條、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項、第九十六條の二第一項、第二百五條(第百條第三項において準用する場合を含む。)、又は第百六條から第百九條までの規定に違反した者

(第二号から第五号まで 略)

第百三十七條 期間の定めのある労働契約(一定の事業の完了に必要な期間を定めるものを除き、その期間が一年を超えるものに限る。)

(を締結した労働者(第十四條第一項各号に規定する労働者を除く。

。))は、労働基準法の一部を改正する法律(平成十五年法律第百四号)附則第三条に規定する措置が講じられるまでの間、民法第六百

第二項の規定に違反した者

(第二号から第四号まで 略)

第二百二十条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條から第二十七條まで、第三十二條の二第二項(第三十二條の四第四項及び第三十二條の五第三項において準用する場合を含む。)、第三十二條の五第二項、第三十三條第一項ただし書、第三十八條の二第三項(第三十八條の三第二項において準用する場合を含む。)、第五十七條から第五十九條まで、第六十四條、第六十八條、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項、第九十六條の二第一項、第二百五條(第百條第三項において準用する場合を含む。)、又は第百六條から第百九條までの規定に違反した者

(第二号から第五号まで 略)

二十八条の規定にかかわらず、当該労働契約の期間の初日から一年を経過した日以後においては、その使用者に申し出ることにより、いつでも退職することができる。

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外）</p> <p>第五十八条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 労働基準法第二条、第十四条第二項及び第三項、第十八条の二、第二十四条第一項、第三十二条の三から第三十二条の五まで、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十九条第五項、第七十五条から第九十三条まで並びに<u>第一百二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六条中労働基準法第二条に関する部分、第三十条、第三十七条中勤務条件に関する部分、第五十三条第一項、第八十九条から第一百条まで、第一百二条及び第一百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、職員に適用しない。</u>ただし、労働基準法第二百二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法第三十七条及び第一百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法別表第一一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員に、同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までの規定は、地</p>	<p>（他の法律の適用除外）</p> <p>第五十八条（第一項及び第二項 略）</p> <p>3 労働基準法第二条、第二十四条第一項、第三十二条の三から第三十二条の五まで、第三十八条の二第二項及び第三項、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十九条第五項、第七十五条から第九十三条まで及び<u>第一百二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法（昭和二十二年法律第百号）第六条中労働基準法第二条に関する部分、第三十条、第三十七条中勤務条件に関する部分、第五十三条第一項、第八十九条から第一百条まで、第一百二条及び第一百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、職員に適用しない。</u>ただし、労働基準法第二百二条の規定、労働安全衛生法第九十二条の規定、船員法第三十七条及び第一百八条中勤務条件に関する部分の規定並びに船員災害防止活動の促進に関する法律第六十二条の規定並びにこれらの規定に基づく命令の規定は、地方公共団体の行う労働基準法別表第一一号から第十号まで及び第十三号から第十五号までに掲げる事業に従事する職員に、同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までの規定は、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二</p>

方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する者以外の職員に關しては適用する。  
（第四項 略）

十一号）第二条第一項に規定する者以外の職員に關しては適用する。  
（第四項 略）

改正案	現行
<p>（他の法律の適用除外）</p> <p>第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条（第一項第五号、第三項及び第四項を除く。）、第二十三条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条第三項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条（同条第三項中労働基準法第十四条第二項及び第三項並びに第十八条の二に係る部分並びに同法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までに係る部分（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）を除く。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第四条第二項、第六条の二、第七条及び第九条、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）第六条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定は、適用しない。</p> <p>（第二項 略）</p>	<p>（他の法律の適用除外）</p> <p>第三十九条 企業職員については、地方公務員法第五条、第八条（第一項第五号、第三項及び第四項を除く。）、第二十三条から第二十六条まで、第三十七条、第三十九条第三項、第四十条第二項、第四十六条から第四十九条まで、第五十二条から第五十六条まで及び第五十八条（地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条第一項に規定する者に適用される場合に限る。）、第五十八条第三項中労働基準法第七十五条から第八十八条まで及び船員法第八十九条から第九十六条までに係る部分を除く。）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第四条第二項、第六条の二、第七条及び第九条、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成十二年法律第五十一号）第六条並びに行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定は、適用しない。</p> <p>（第二項 略）</p>

四 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成四年法律第九十号）（抄）

改正案	現行
<p>（労働時間短縮推進委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例）</p> <p>第七条 前条に規定する委員会のうち事業場ごとのものであつて次の各号に適合するもの（以下この条において「労働時間短縮推進委員会」という。）が設置されている場合において、労働時間短縮推進委員会でその委員の五分の四以上の多数による議決により労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項及び第二項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十八条の二第二項、第三十八条の三第一項並びに第三十九条第五項の規定（これらの規定のうち、同法第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項及び第二項並びに第三十六条第一項の規定にあつては労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下この条において「労働者派遣法」という。）第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を、労働基準法第三十八条の二第二項及び第三十八条の三第一項の規定にあつては労働者派遣法第四十四条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において「労働時間に関する規定」という。）に規定する事項について決議が行われたときは、当該労働時間短縮推進委員会に係る</p>	<p>（労働時間短縮推進委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例）</p> <p>第七条 前条に規定する委員会のうち事業場ごとのものであつて次の各号に適合するもの（以下この条において「労働時間短縮推進委員会」という。）が設置されている場合において、労働時間短縮推進委員会でその委員の全員の合意により労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項及び第二項、第三十二条の五第一項、第三十四条第二項ただし書、第三十六条第一項、第三十八条の二第二項、第三十八条の三第一項並びに第三十九条第五項の規定（これらの規定のうち、同法第三十二条の二第一項、第三十二条の三、第三十二条の四第一項及び第二項並びに第三十六条第一項の規定にあつては労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下この条において「労働者派遣法」という。）第四十四条第二項の規定により読み替えて適用する場合を、労働基準法第三十八条の二第二項及び第三十八条の三第一項の規定にあつては労働者派遣法第四十四条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において「労働時間に関する規定」という。）に規定する事項について決議が行われたときは、当該労働時間短縮推進委員会に係る事業場の使用者（労</p>

事業場の使用者（労働基準法第十条に規定する使用者をいう。）については、労働基準法第三十二条の二第一項中「協定」とあるのは「協定（労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第七条に規定する労働時間短縮推進委員会の決議（第三十二条の四第二項及び第三十六條第三項において「決議」という。）を含む。次項、第三十二条の四第四項、第三十二条の五第三項、第三十六條第三項及び第四項、第三十八條の二第三項並びに第三十八條の三第二項を除き、以下同じ。）」と、同法第三十二条の四第二項中「同意」とあるのは「同意（決議を含む。）」と、同法第三十六條第三項中「代表する者」とあるのは「代表する者（決議をする委員を含む。次項において同じ。）」と、「当該協定」とあるのは「当該協定（当該決議を含む。）」として、労働時間に関する規定（同法第三十二条の四第三項及び第三十六條第二項から第四項までの規定を含む。）及び同法第六十六條第一項の規定を適用する。

（第一号 略）

- 二 当該委員会の議事について、厚生労働省令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されていること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件

労働基準法第十条に規定する使用者をいう。）については、労働基準法第三十二条の二第一項中「協定」とあるのは「協定（労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第七条に規定する労働時間短縮推進委員会の決議（第三十二条の四第二項及び第三十六條第三項において「決議」という。）を含む。次項、第三十二条の四第四項、第三十二条の五第三項、第三十六條第三項及び第四項、第三十八條の二第三項並びに第三十八條の三第二項を除き、以下同じ。）」と、同法第三十二条の四第二項中「同意」とあるのは「同意（決議を含む。）」と、同法第三十六條第三項中「代表する者」とあるのは「代表する者（決議をする委員を含む。次項において同じ。）」と、「当該協定」とあるのは「当該協定（当該決議を含む。）」として、労働時間に関する規定（同法第三十二条の四第三項及び第三十六條第二項から第四項までの規定を含む。）及び同法第六十六條第一項の規定を適用する。

（第一号 略）

- 二 当該委員会の設置について、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出ていること。
- 三 当該委員会の議事について、厚生労働省令で定めるところにより、議事録が作成され、かつ、保存されていること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める要件